

役員選出規程

(目 的)

第1条 この規程は「会則」第6条第6項に基づき、役員選出に関し必要な事項を定める。

(理事の選出)

第2条 理事は次の者をもってあてる。

(1)「会則」第5条に基づき、登録の完了した会員

ア)宮崎市スポーツ少年団本部バドミントン関係者	若干名
イ)宮崎市中学校体育連盟バドミントン関係者	若干名
ウ)宮崎市内の高等学校バドミントン関係者	若干名
エ)宮崎市内の大学バドミントン関係者	若干名
オ)宮崎市内のバドミントンクラブ関係者	若干名

(2)「協会」が特に必要と認めた者 若干名

2(1)のア)～エ)については各関係団体に選出を依頼する。

3(1)のオ)及び(2)は会員の推薦に基づき選出する。

4(1)のア)～エ)については欠員(0名)があることを認める。

(雑 則)

第3条 この規程の施行について必要な事項は別途会長が定めることとする。

附 則

- 1 この「申し合わせ事項」は昭和56年4月26日から施行する。
- 2 平成8年11月15日改正する。
- 3 平成15年5月30日改正をする。
- 4 この「役員選出規程」は、平成20年3月22日から施行する。
従来の「申し合わせ事項」を廃止し「役員規程」を設ける。
- 5 令和7年5月8日改定する。